○南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年3月20日

条例第135号

改正 平成19年6月22日条例第29号

平成25年3月21日条例第21号

平成25年12月19日条例第50号

令和元年9月27日条例第10号

令和元年9月27日条例第16号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 廃棄物の減量(第8条―第11条)

第3章 廃棄物の適正処理 (第12条 第21条)

第4章 手数料 (第22条—第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他別に定めのある もののほか、市における廃棄物の排出抑制、再利用の促進及び適正な処理並びに生活環 境の保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところに よる。
 - (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 再利用 活用しなければ不要となる廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(4) 再生品 主に再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第3条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)を用いて製造され又は加工された製品をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、廃棄物の排出を抑制すること、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し及び生活環境を清潔にするために必要な措置を講じるものとする。
- 2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民及び事業者 の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、市が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策 に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を 図り、廃棄物を分別し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄 物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、市が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策に 協力しなければならない。
- 3 自ら処分することが困難な一般廃棄物については、市長が定める計画に従い、可燃物 と不燃物を別々に区分し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従わなけれ ばならない。
- 4 前項の一般廃棄物のうち可燃物については、規則で定める袋(以下「可燃物用ごみ指定袋」という。)に収納し、搬出しなければならない。

(市民の参加及び協力並びに支援)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持を推進するために

必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われる必要な措置を講じるとともに、市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

- 第7条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般 廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを公示するものとする。

第2章 廃棄物の減量

(市が行う廃棄物の減量)

- 第8条 市は、資源物(市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。)の収集、廃棄物の処理施設における資源の回収等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市は、できるだけ再生品を使用するとともに、市の施設に排出される廃棄物を適正に 分別し、その再利用等を図ることにより、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。 (資源回収事業者への協力要請)
- 第9条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力要請 をするものとする。

(事業系廃棄物の減量)

- 第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(自主的行動)

第11条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

第12条 土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有

者」という。)は、容易に処分できる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で 自ら処分するように努めなければならない。

(事業者の自己処理責任)

第13条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障が生じないうちに、自ら適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第14条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うときは、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条及び第 4条の2に定める基準に従わなければならない。

(市の行う事業系廃棄物の処理)

- 第15条 市は、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、事業系一般廃棄物の収集、 運搬及び処分を行うものとする。
- 2 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理 することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度 指示するものとする。

(事業者の中間処理等)

- 第16条 事業者は、事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、油水 分離、脱水等の処理を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を適正に分別して排出するよう努めなければならない。

(排出禁止物)

- 第17条 占有者等及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び有毒性物質を含む物、危険性のある物、著しく悪臭を発する物、容積又は重量の著しく大きい物その他市の行う処理に著しい支障を及ぼす物で規則で定めるものを排出してはならない。
- 2 占有者等及び事業者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとするときは、市長 の指示に従わなければならない。

(多量排出の範囲)

第18条 法第6条の2第5項の規定により、運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1日平均排出量 30キログラム以上

臨時の場合 一時排出量 60キログラム以上

2 市長は、一般廃棄物について、事業者に自らの責任において処理させることが必要と 認めた場合は、その処理をさせることができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

- 第19条 事業者(受託一般廃棄物収集運搬業者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指示する処理施設に運搬する場合は、規則で定める受入基準に従わなければならない。
- 2 市長は、前項の事業者が同項の規定に従わない場合は、受入を拒否することができる。 (清潔の保持等)
- 第20条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川その他の公共の場所において、自 ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は指定の場所に収容し、その清潔の保持に努めなけ ればならない。
- 2 公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。
- 第21条 占有者等は、その所有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨て られないようその適正な管理に努めなければならない。
- 2 占有者等は、その所有し、又は管理する土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、 その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第4章 手数料

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第22条 法第7条第1項若しくは第6項並びに浄化槽法第35条の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。) 及び浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受け た者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しな ければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 5,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 5,000円
- (3) 净化槽清掃業許可申請手数料 5,000円
- (4) 事業範囲変更許可申請手数料 5,000円
- (5) 許可証再交付申請手数料 3,000円
- 2 前項の許可証の有効期間は2年以内とする。

(一般廃棄物処理手数料等)

第23条 一般廃棄物の収集運搬及び処理手数料、浄化槽清掃手数料並びに産業廃棄物処理費用は、それぞれ別表第1から別表第4までのとおりとする。

(手数料等及び費用の減免)

第24条 市長は、天災その他の事情により、やむを得ないと認める者に対して、前条の 規定による手数料及び費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第23条の規定は、平成 18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、合併前の三芳村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和58年三芳村条例第17号)、白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年白浜町条例第25号)、千倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年千倉町条例第8号)、丸山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年丸山町条例第18号)又は和田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年和田町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に

よりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第41号で平成19年11月1日から施行)

附 則(平成25年3月21日条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)に係るこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用等の許可等に係る使用料等について適用し、同日前に行う利用等の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 3 第15条の規定による改正後の南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1 から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後の処理又は清掃に係る一般廃棄物 の収集運搬及び処理手数料、浄化槽清掃手数料並びに産業廃棄物処理費用について適用 し、同日前の処理又は清掃に係る一般廃棄物の収集運搬及び処理手数料、浄化槽清掃手 数料並びに産業廃棄物処理費用については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第15条の規定による改正前の南 房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定による一般廃棄物の収集運搬 及び処理手数料を既に納付している可燃物用ごみ指定袋451、可燃物用ごみ指定袋30 1、可燃物用ごみ指定袋201及び可燃物用ごみ指定袋101に係る一般廃棄物の収集運搬 及び処理手数料については、第15条の規定による改正後の南房総市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 使用料及び利用料金(以下この項において「使用料等」という。)に係るこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用等の許可等に係る使用料等について適用し、同日前に行う利用等の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 3 第12条の規定による改正後の南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1 から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後の処理又は清掃に係る一般廃棄物 の収集運搬及び処理手数料、浄化槽清掃手数料並びに産業廃棄物処理費用について適用 し、同日前の処理又は清掃に係る一般廃棄物の収集運搬及び処理手数料、浄化槽清掃手 数料並びに産業廃棄物処理費用については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第12条の規定による改正前の南 房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定による一般廃棄物の収集運搬 及び処理手数料を既に納付している可燃物用ごみ指定袋451、可燃物用ごみ指定袋30 1、可燃物用ごみ指定袋201及び可燃物用ごみ指定袋101に係る一般廃棄物の収集運搬 及び処理手数料については、第12条の規定による改正後の南房総市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の処理に係る一般廃棄物の処理手数料ついては、なお従前の例による。

別表第1 (第23条関係)

× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	分	金額						
可燃物用ごみ指定袋4	51	1組当たり530円(10枚入り1組)						
可燃物用ごみ指定袋3	01	1組当たり430円(10枚入り1組)						
可燃物用ごみ指定袋2	01	1組当たり320円(10枚入り1組)						
可燃物用ごみ指定袋1	01	1組当たり170円(10枚入り1組)						
一般廃棄物の自己搬	1 0 kg未満	5 2 円						
入手数料	1 0 kg以上	100kg以内の重量につき10kg当たり52						
		円						
		100kgを超える重量につき10kg当たり1						
		5 7 円						
		(10kg未満の端数処理は、5kg未満は切り						
		捨て、5kg以上は切り上げる。)						
事業系一般廃棄物の	1 0 kg未満	157円						
自己搬入手数料	1 0 kg以上	10kg当たり157円						
		(10kg未満の端数処理は、5kg未満は切り						
		捨て、5kg以上は切り上げる。)						
粗大ごみの収集手数料		1点につき576円						
し尿収集処理手数料		181当たり245円						
浄化槽汚泥処理手数料		10kg当たり63円						
		(10kg未満の端数処理は、5kg未満は切り						
		捨て、5kg以上は切り上げる。)						

別表第2(第23条関係)

単独処理浄化槽清掃手数料

	区分全バッキュ	腐敗式	分離バッキ	新構造基準	によるもの
処理対象人員(規格人槽	曹)		式	分離接触バ	分離バッキ
				ッキ式	式

○円 円 円 円 円 円 の円 の円 円 円 円 の円 の円 円 円 円 の円 21人以上25人以下 28,3952,28045,88058,77076,16の円 円 円 円 円 の円 26人以上30人以下 32,0561,39053,85067,68089,25の円 円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 円 の円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	5人	1.3.	2.0	2.5	2.5	0	1	7.	6	o o	1	9	8	0.0	$\begin{vmatrix} 1 \\ 2 \end{vmatrix}$	4	, 2()
6人		2 0 ,						. ,				Ξ,				- ;		
円 の円	6 Å					1 7						2	0			6		
7人												Δ,	U			Ο,		
O円 円 円 円 円 円 の円	7 1	1 4	2.5	0.0	6.0	0	9	<u> </u>	0	5 O	2	1	າ			Ω		
8人		14,					<u></u>	Ο,	0			4,	Z			9,		
10人 16, 45 33,000 26,400 31,850 38,45 0円 円 円 円 の円 11人以上15人以下 20,22 38,650 30,070 37,400 49,97 0円 円 円 円 の円 16人以上20人以下 23,68 45,470 38,030 47,980 63,07 0円 円 円 円 円 の円 21人以上25人以下 28,39 52,280 45,880 58,770 76,16 0円 円 円 円 円 の円 31人以上35人以下 32,05 61,390 53,850 67,680 89,25 0円 円 円 円 円 の円 31人以上35人以下 35,62 68,300 61,810 78,360 104,4 0円 円 円 円 万0円 36人以上40人以下 44,00 75,120 69,670 89,050 117,5 0円 円 円 円 万0円 14人以上45人以下 47,45 83,600 77,630 97,950 130,6 0円 円 円 円 円 50円	0.1		01							1	0	C				<u></u>		
10人	8 人										2	Ь,	4			პ ,		
1 1 人以上1 5 人以下 2 0, 2 2 3 8, 6 5 0 3 0, 0 7 0 3 7, 4 0 0 4 9, 9 7 0 円 円 円 円 円 円 0 円 1 6 人以上2 0 人以下 2 3, 6 8 4 5, 4 7 0 3 8, 0 3 0 4 7, 9 8 0 6 3, 0 7 0 円 円 円 円 円 0 円 2 1 人以上2 5 人以下 2 8, 3 9 5 2, 2 8 0 4 5, 8 8 0 5 8, 7 7 0 7 6, 1 6 0 円 円 円 円 円 0 円 2 6 人以上3 0 人以下 3 2, 0 5 6 1, 3 9 0 5 3, 8 5 0 6 7, 6 8 0 8 9, 2 5 0 円 円 円 円 円 円 0 円 3 1 人以上3 5 人以下 3 5, 6 2 6 8, 3 0 0 6 1, 8 1 0 7 8, 3 6 0 1 0 4, 4 0 円 円 円 円 円 5 0 円 3 6 人以上4 0 人以下 4 4, 0 0 7 5, 1 2 0 6 9, 6 7 0 8 9, 0 5 0 1 1 7, 5 0 円 円 円 円 円 円 円 5 0 円 4 1 人以上4 5 人以下 4 7, 4 5 8 3, 6 0 0 7 7, 6 3 0 9 7, 9 5 0 1 3 0, 6 0 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	10人	16,					2	6,	4		3	1,	8			8,		
0円 円 円 円 円 円 円 円 円 0円 16人以上20人以下 23,6845,47038,03047,98063,07 0円 円 円 円 円 円 円 0円 円 円 0円 円 0円 円 円 0円 104,4 4 10円 円 円 50円 117,5 5 0円 円 円 月 50円 117,5 5 0円 円 円 円 130,6 6 0円 円 円 円 140円 円 140円 円 140円 <			0円			円				円				<u> </u>]		0 F	-
16人以上20人以下 23,6845,47038,03047,98063,070円円円円円円円の円 21人以上25人以下 28,3952,28045,88058,77076,16 0円円円円円円円円の円 26人以上30人以下 32,0561,39053,85067,68089,250円円円円円の円 31人以上35人以下 35,6268,30061,81078,360104,4 0円円円円円円円円 50円円円円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,50円円円円円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,60円円円円円円円円円円	11人以上15人以下	20,	2 2	38,	6 5	0	3	0,	0	7 0	3	7,	4	0 0	4	9,	, 97	7
0円 円 円 円 円 0円 21人以上25人以下 28,39 52,280 45,880 58,770 76,16 0円 円 円 円 円 円 0円 26人以上30人以下 32,05 61,390 53,850 67,680 89,25 0円 円 円 円 円 0円 31人以上35人以下 35,62 68,300 61,810 78,360 104,4 0円 円 円 円 50円 36人以上40人以下 44,00 75,120 69,670 89,050 117,5 0円 円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,45 83,600 77,630 97,950 130,6 0円 円 </td <td></td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u> </u></td> <td>]</td> <td></td> <td>0 F</td> <td><u>-</u></td>			0円			円				円				<u> </u>]		0 F	<u>-</u>
21人以上25人以下 28, 3952,28045,88058,77076,16 0円円円円円円円円円円 26人以上30人以下 32,0561,39053,85067,68089,25 0円円円円円円円円円円円 31人以上35人以下 35,6268,30061,81078,360104,4 0円円円円円円万0円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円円円円円万0円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	16人以上20人以下	23,	6 8	45,	4 7	0	3	8,	0	3 0	4	7,	9	8 (6	3,	, 07	7
0円 円 円 円 円 円 円 円 0円 26人以上30人以下 32,0561,39053,85067,68089,25 0円 円 円 円 円 円 円 0円 31人以上35人以下 35,6268,30061,81078,36010 78,36010 104,4 4 0円 円 円 円 円 50円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 130,6 0円 円			0円			円				円				Р]		0 F	9
26人以上30人以下 32,0561,39053,85067,68089,25 0円 円 円 円 円 円 0円 31人以上35人以下 35,6268,30061,81078,360104,4 0円 円 円 円 円 50円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 40円	21人以上25人以下	28,	3 9	52,	28	0	4	5,	8	8 0	5	8,	7	7 (7	6	, 16	3
0円 円 円 円 円 0円 31人以上35人以下 35,6268,30061,81078,360104,4 0円 円 円 円 円 万 50円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円 円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 円 円 40円			0円			円				円				Р]		0 F	9
3 1 人以上3 5 人以下 3 5, 6 2 6 8, 3 0 0 6 1, 8 1 0 7 8, 3 6 0 1 0 4, 4 0 円 円 円 5 0 円 円 円 5 0 円 円 円 万 0 円 円 円 5 0 円 円 円 万 0 円 円 円 5 0 円 円 円 円 7 5 0 円 円 円 円 4 0 円 円 円 円 円 円 4 0 円	26人以上30人以下	32,	0 5	61,	3 9	0	5	3,	8	5 0	6	7,	6	8 (8	9,	, 25	5
0円 円 円 円 50円 36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円 円 円 円 万 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 円 円 円			0円			円				円				Р	3		0 F	9
36人以上40人以下 44,0075,12069,67089,050117,5 0円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 円 円 円 40円	31人以上35人以下	35,	6 2	68,	3 0	0	6	1,	8	1 0	7	8,	3	6 ($\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$	О	4, 4	1
0円 円 円 円 50円 41人以上45人以下 47,4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 円 40円			0円			円				円				Р	3		5 O F	9
41人以上45人以下 47, 4583,60077,63097,950130,6 0円 円 円 円 40円	36人以上40人以下	44,	0 0	75,	1 2	0	6	9,	6	7 0	8	9,	0	5 ($\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$	1	7, 5	5
0円 円 円 40円			0円			円				円				Р	3		5 O F	9
0円 円 円 40円	4 1 人以上4 5 人以下	47,	4 5	83,	6 0	0	7	7,	6	3 0	9	7,	9	5 (1	3	0, 6	3
								,				,						
	46人以上50人以下	51.						5.	4			0.8	3.					
0円 円 円 0円 30円		~ _ ,					,	-,	•									
	51人以上60人以下	5.0					a	7	2			_	_		<u>'</u>	_	<u> </u>	1

	0円	0円	円			
61人以上70人以下	67, 25	113,88	112,20			
	0円	0円	0円			
71人以上80人以下	78,47	128,96	127,08			
	0円	0円	0円			
81人以上90人以下	86, 33	144,05	1 4 3, 6 3			
	0円	0円	0円			
91人以上100人以下	97, 53	156,93	158,61			
	0円	0円	0円			
101人以上150人以下	132, 0	214,45	222,41			
	00円	0円	0円			
151人以上200人以下	174, 2	283,28	295,64			
	20円	0円	0円			
201人以上250人以下	221, 1	350,12	368,87			
	50円	0円	0円			
251人以上300人以下	260, 7	416,85	441,99			
	50円	0円	0円			
301人以上	100人を	100人を	100人を			
	増すごとに	増すごとに	増すごとに			
	86, 53	133,57	146,35			
	0円を加え	0 円を加え	0円を加え			
	た額	た額	た額			
備考	1 作業が清	著しく困難な	は場合は、この	の表の額に100分の2		
	0を乗じた額を加えた額とする。					
	2 高度処理の装置を設備したものは、市長が別に定める額					
	を加えた額とする。					
	3 その他特殊なものについては、別途協議して定める。					

別表第3 (第23条関係)

合併処理浄化槽清掃手数料

	区分		清扫	帚1回当たりの			
処理対象人員(規格人槽)		基本智	頂	加算	算定額		
20人以下		3,	300円	引抜き汚泥1	8リットル	〔基本額〕	
21人以上100	人以下	5,	500円	当たり245	円を加えた	+ 〔加算額〕	
101人以上20	0人以下	7,	700円	額			
201人以上30	9,	900円					
301人以上	100人を	増すごと					
	K2, 200	円を加え					
	た額						
備考	1 作業が著しく困難な場合はこの表の額に100分の20を乗じた						
	を加えた額とする。						
2 高度処理の装置を設備したものは、市長が別に定める額を加え						を加えた額	
	とする。						
	3 その他特殊なものについては、別途協議して定める。						

別表第4(第23条関係)

区分	金額						
第7条に規定する産業廃棄物を市長の指定した	1 Okg当たり 1 5 7円						
場所に自ら搬入した場合	(10kg未満の端数処理は、5kg未満は切						
	り捨て、5kg以上は切り上げる。)						